

不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.046

処 分 名	建築物の工事現場の危害防止に関わる緊急の施工停止等の命令
処 分 の 概 要	建築物の建築、修繕、模様替又は、除却のための工事の施工者が危害防止上しなければならない措置を講じなかった場合、工事の請負人若しくは現場管理者等に対して使用禁止、使用制限その他必要な措置をとることを命ずることができますが、緊急の必要がある場合で、定める手続きを経て工事の施工の停止を命じていたのでは、その実効性を確保できないほどに時間的余裕がない場合に本項の規定の適用し命令することができます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 90 条第 3 項
処 分 基 準	命令する措置の内容は工事の内容により判断され、具体的かつ画一的に基準を定めることが困難であるため、設定することはできません。
設 定 年 月 日	（最終改正：平成 2 6 年 4 月 1 日）
備 考	

■建築基準法

(工事現場の危害の防止)

第九十条 建築物の建築、修繕、模様替又は除却のための工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の技術的基準は、政令で定める。

3 第三条第二項及び第三項、第九条（第十三項及び第十四項を除く。）、第九条の二、第九条の三（設計者及び宅地建物取引業者に係る部分を除く。）並びに第十八条第一項及び第二十三項の規定は、第一項の工事の施工について準用する。